

専 決 処 分 報 告

次の事件は，地方自治法第179条第1項の規定により，別紙のように専決処分したので，同条第3項の規定により市議会に報告し，その承認を求める。

平成24年9月4日提出

芦屋市長 山 中 健

記

損害賠償の額を定めることについて

処分理由

事故による損害賠償の額を定めることにつき，相手方の損害を早期に解消する必要があり，急施を要したので専決処分したもの。

専決第2号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成24年8月19日

芦屋市長 山 中 健

記

1 相手方

2 事故の概要

保育所において、調理師が1歳児室にいた児童に気付かずにぶつかり、持っていた片手鍋のお湯を児童にかけ、火傷を負わせたもの。

3 損害賠償額 金1,114,193円

参 照

損害賠償の額を定めることについて

1 事故の概要

平成23年4月18日、保育所において、調理師が離乳食の食材を煮ていた片手鍋を持って、1歳児室を通り、調乳室に向かおうとした際、1歳児室にいた児童に気付かずにぶつかり、片手鍋に入っていたお湯が当該児童にかかり、火傷を負わせたもの。

2 損害賠償の額 金1,114,193円

内訳

- (1) 治療費，看護料等 金159,527円
- (2) 慰謝料 金954,666円

3 損害賠償金の補填

損害賠償金は、全額が保険会社から補填される。